

# 令和元年度静岡県サービス管理責任者等更新研修 実施要綱

## 1 研修の目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の養成を図ることを目的とします。

なお、国の制度改正により、今年度以降にサービス管理責任者等として従事する方は、本研修を5年に1度受講する必要があります。

## 2 研修期間及び会場

研修期間は1日間とし、下表のように5グループに分かれて講義及び演習を行います。

会場は、いずれも静岡県総合社会福祉会館シズウエル 703（静岡市葵区駿府町1-70）

グループ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ
日程	11月21日(木)	11月22日(金)	11月26日(火)	11月27日(水)	11月28日(木)
会場	静岡県総合社会福祉会館シズウエル 703（静岡市葵区駿府町1-70）				

※ 受講生用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。

※ 分野（就労や児童等）の区分はなく、共通のカリキュラムです。

## 3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課

（委託先）社会福祉法人あしたか太陽の丘

## 4 研修計画及び研修内容

**別紙1**のとおりとします。

なお、受講者には、受講決定時に事前課題について御案内しますので、所定の様式により、期限までに提出してください。

## 5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で、以下の条件をいずれも満たす方とします。

- ・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定であること
- ・平成26年度までに相談支援従事者初任者研修を修了していること
- ・平成26年度までにサービス管理責任者等研修を修了していること

※**別紙2**参照

## 6 受講定員

600人程度

## 7 受講申し込み方法及び注意事項

静岡県電子申請システムにより、下記手順に基づきお申込みください。

申込み準備	<p>「静岡県電子申請システム」の利用者登録を行っている方 →静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</p> <p>「静岡県電子申請システム」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）</p>
申込み手順	<p>①静岡県電子申請システムのホームページへアクセス <a href="https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/">https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/</a></p> <p>②検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等更新研修」で検索</p> <p>③（利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了 ※複数人申込み場合は、1人ずつ申請手続きを行う必要があります</p>
申込み期限	令和元年 10 月 7 日（月）17 時 <b>※期限後は一切申請入力できません</b>

### 【注意事項】

- ① 申込みは、法人（又は市町）ごとに行ってください（事業所単位の申込みは無効）。
- ② 県外の事業所に所属する方は、本研修を受講できません。
- ③ 同一法人内で複数人の申込みをする場合には、優先順位を記載してください。
- ④ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑤ **申込み後、半日程度経過しても研修申込み受付メールが届かない場合は、申込み登録が完了していないおそれがあるため、必ず、申込み期限までに、県障害者政策課（電話番号 054-221-3599）まで確認をしてください。**
- ⑥ **申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。**
- ⑦ 受講修了者氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握等のため、県から政令市へ提供します。

## 8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、サービス管理責任者等研修の受講年度、サービス管理責任者等としての従事状況、法人ごとの申込み者数等を勘案し、選考の上決定して、各法人の長宛てに受講（可否）通知書をメール送付します。（申込み時に登録したメールアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません。）

- ※ 平成 21 年度までにサービス管理責任者研修を修了された方の受講を優先します。
- ※ 事前課題については、受講決定と併せて連絡します。
- ※ 受講決定後のグループ変更はできません。
- ※ 受講不可の決定となった場合、個別の問い合わせにはお答えいたしかねます。

## 9 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事の修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証を交付しません。

- ① 講義に遅れた場合（公的交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。）
- ② 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作・講義中の写真撮影・タブレット式端末の使用等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ 事前課題について所定の期限までに提出がない場合
- ⑤ 課題の内容に、著しい不備が認められた場合
- ⑥ 研修参加費を納付していない又は納付していることが確認できない場合

## 10 受講費用

1人当たりの受講費用として、研修参加費及びテキスト代（合計16,000円）を徴収します。

なお、研修参加費及びテキスト代は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては受講費用は返金しません。）

また、研修会場への旅費や滞在費等は、受講者負担とします。

### ① 研修参加費：12,000円

受講申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに納付してください。なお、研修当日までに県において納付確認が取れない場合は、修了証を交付しません。

### ② テキスト代：4,000円

研修当日の朝、受付にて現金で徴収します。

## 11 問い合わせ先

確認したい内容により、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
研修制度、申込み方法（県電子申請システム）、受講決定に関すること	静岡県障害者政策課 電話番号 054-221-3599 メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
研修の内容に関する こと	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 永井、坂井 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)

## 令和元年度サービス管理責任者等更新研修 内容

時 間	研 修 内 容
9:30 ～ 9:40	開講式・オリエンテーション
9:40 ～ 10:40	講義 障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向
10:50 ～ 12:20	演習 関係機関との連携
13:20 ～ 15:20	演習 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者としての自己検証
15:30 ～ 17:00	演習 事業所としての自己検証
17:00 ～ 17:30	演習 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者としての振り返り
17:30 ～ 17:40	修了式

※日程の時間割については、変更することがあります。

## 令和元年度静岡県サービス管理責任者等更新研修の受講対象者について

- 制度改正により、令和元年度から、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以下「サビ管等」という）として従事する方は、5年に1度「サービス管理責任者等更新研修」を修了することが義務となりました。
- 制度改正以前（平成30年度まで）に相談支援従事者初任者研修及びサビ管等研修を修了された方で、サビ管等として従事している方及びサビ管等として従事予定の方については、令和5年度までの間に更新研修を必ず修了してください。  
※サビ管等研修を修了した方でも、相談支援従事者初任者研修を修了していない場合は、更新研修の受講対象者にはなりません
- 更新研修の受講対象者は、サビ管等研修（1分野目※）の修了年度に応じて下表の区分を予定していますので、対象年度に必ずお申し込みいただくようお願いします。  
※過去に2分野以上修了された方の場合は、1分野目の修了年度で判断します

更新研修 サビ管等研修		更新研修（1度目）の受講対象				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
サビ管等研修 （1分野目） の修了年度	18～21年度	★	★	○		
	22～24年度	○	★	★	○	
	25～26年度	○	○	★	★	○
	27～28年度		○	★	★	○
	29～30年度			○	★	★

【凡例】 ★：優先受講者、 ○：受講申込み可、 無印：原則申込み不可

【注意】 上表は受講希望者数等の状況に応じて今後変更する場合があります

- 2度目の更新研修は、1度目の更新研修を修了した翌年度から5年間の期間中に修了する必要があります。